

入院患者さまの食費・居住費の負担額

= 令和07年04月 ~ =

65歳未満の患者さま

	一般所得世帯	住民税非課税世帯	
		入院90日迄	入院90日超
食事負担額(食材料費) ()内は1日あたりの費用	510円/食 (1,530円/日)	240円/食 (720円/日)	190円/食 (570円/日)

65歳以上の患者さま

- 療養病棟(東3階・東4階)入院中で医療区分 1 の場合
- 回復期リハビリテーション病棟(西3階・西4階)入院中で入棟要件(病名・期間)を満たしていない場合

	一般疾患の患者さま			指定難病の患者さま				老齢福祉年金 受給者 境界層該当者
	一般所得世帯	住民税非課税世帯		一般所得世帯	住民税非課税世帯			
		区分Ⅱ	区分Ⅰ		区分Ⅱ		区分Ⅰ	
					入院90日迄	入院90日超		
食費(食事に関する経費) ()内は1日あたりの費用	510円/食 (1,530円/日)	240円/食 (720円/日)	140円/食 (420円/日)	300円/食 (900円/日)	240円/食 (720円/日)	190円/食 (570円/日)	110円/食 (330円/日)	110円/食 (330円/日)
居住費(光熱水費)	370円/日			0円/日				0円/日

- 療養病棟(東3階・東4階)入院中で医療区分 2・3 の場合
- 回復期リハビリテーション病棟(西3階・西4階)入院中で入棟要件(病名・期限)を満たしている場合

	一般疾患の患者さま				指定難病の患者さま				老齢福祉年金 受給者 境界層該当者
	一般所得世帯	住民税非課税世帯			一般所得世帯	住民税非課税世帯			
		区分Ⅱ		区分Ⅰ		区分Ⅱ		区分Ⅰ	
		入院90日迄	入院90日超			入院90日迄	入院90日超		
食費(食事に関する経費) ()内は1日あたりの費用	510円/食 (1,530円/日)	240円/食 (720円/日)	190円/食 (570円/日)	110円/食 (330円/日)	300円/食 (900円/日)	240円/食 (720円/日)	190円/食 (570円/日)	110円/食 (330円/日)	110円/食 (330円/日)
居住費(光熱水費)	370円/日				0円/日				0円/日

住民税非課税世帯	区分 II	同じ世帯の世帯主および世帯全員が住民税非課税である方。
	区分 I	区分 II に該当する方であって、 その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得者の場合は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方。
境界層該当者	負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態になる方。	